

デイサービスセンターレインボー分掌業務規程

(目的)

第1条 この規程は、業務執行規則第7条に基づき、デイサービスセンターレインボーの業務分掌を定めることを目的とする。

(業務部門及び組織単位の業務)

第2条 デイサービスセンターレインボーの業務部門及び組織単位の所管業務の個別分掌は次のとおりとする。

(1) 通所介護係

- ア 要介護高齢者等の通所介護サービスの実施に関する事。
- イ 利用希望者の事前調査、通所判定に関する事。
- ウ 通所介護計画の作成及び評価に関する事。
- エ 家族に対する支援に関する事。
- オ 組合内外の居宅介護支援事業者及び他の関係機関との連携に関する事。
- カ 通所介護係職員の教育、指導に関する事。
- キ ボランティアの受け入れ及び育成に関する事。
- ク 通所介護サービスに関わる介護報酬の請求及び個人記録の管理に関する事。
- ケ 通所介護係に属する備品の管理に関する事。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、介護事業部長が行う。

附則

(施行期日)

この規程は2016年7月1日から施行する。